

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月 27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第26号

新潟市国民健康保険条例の一部を改正する条例

新潟市国民健康保険条例（昭和34年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の5中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第12条の5の5中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第4項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第17条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第2項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第3項及び第4項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第5項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第6項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の新潟市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。